



まつもと子ども留学基金 ニュースレター

第15号/2021年5月発行

東日本大震災から10年を迎えて

「昨日があるから今日がある。
今日があるから明日がある。

家族がいるから私がいる。
私がいるから家族がいる。

未来永劫ずっとかわらない。」

東日本大震災から10年
ともに歩んでくださった方
心を寄せてくださった方
支援してくださったすべての皆さま
ありがとうございます。

まつもと子ども留学基金
代表 松武秀樹
理事一同



【寄稿】「いま子どもがあぶない」

まつもと子ども留学基金理事 柳原敏夫

私は、2014年8月提訴した「子ども脱被ばく裁判」の弁護団に参加しています。311後、至る所で原発事故関連の裁判が起されましたが、それは主に原発事故で大変な目に遭ったから、その精神的苦痛の賠償を求めた裁判でした。

これに対し、子ども脱被ばく裁判がそれらの裁判と根本的にちがうのは、第1に、子どもにとって被ばくの危険性を正面から問うたこと、すなわち事故後の汚染地で教育を受けることは、憲法が保障した「安全な環境で教育を受ける権利」を侵害するものであり、即刻、子どもたちを被ばくの危険のない安全な環境で教育を実施することを福島県内の市町村に求めたこと、第2に、日本史上最悪の過酷事故を起こしておきながら、事故後に「事故を小さく見せること」しか眼中になく、子どもらに無用な被ばくをさせた日本政府と福島県の法的責任を真正面から問うた裁判だということです。チェルノブイリ事故でもこのような裁判はなく、世界で最初の裁判です。

今年3月1日、この世界で最初の裁判に対する一審判決の言渡しがありました。裁判長は事前に用意した判決要旨すら読み上げず、小声の早口で主文だけ読み上げ1分足らずでハヤテのように立ち去りました。中身は原告主張を100%退ける全面敗訴判決。その判決理由は一言で言って「理不尽の極み」でした。

その典型が7千倍の学校環境衛生基準でした。半世紀前、私達の先人は深刻な公害被害に対する真摯な反省から、公害で苦しむ子ども達の命・健康を守るため、それまでの経済最優先の立場から「人間の尊厳をすべての価値の最上位に置き、命、健康、環境保全を最優先に置く」立場に大転換し、世界最先端の安全基準を制定しました（公害対策基本法ほか）。その基準とは毒物に生涯晒された時10万人に1人健康被害発生でした。

ところが、毒物のうち放射性物質は現在まで、学校環境衛生基準が定められておらず、法の穴があいたままでした。そこでこの穴に対し、裁判で、原告は放射性物質も他の毒物と同等の基準を適用すべきだと主張したのに判決はこれを真っ向から否定しました。生涯晒されると「10万人中7千人ががん死」を意味する年20ミリシーベルトで問題ないと判示しました。

しかし、判決は、なぜ他の毒物と比較し、ひとり放射性物質だけ安全基準の7千倍の引き上げが正当化されるのか、その理由を一言も述べないままでした。というのは、もしこの引き上げを正当化しようとしたら、子どもというのは、本来、他の有害物質に比べ、放射能に対しては7千倍強い身体で出来ているんだと言うしかなかったからです。こんなことがあっていいものでしょうか。これを「理不尽の極み」と呼ばずに、いったい何と呼んだらよいのでしょうか。

一事が万事この調子で貫かれた今回の判決。まさしくそれは、「放射能が危ないと思ったら、そう思った本人が自分で勝手に逃げればよい」という新自由主義に裏付けられた311後の日本社会を赤裸々に映し出した鏡、その結果、「弱きをくじき、強きを助け、正義と不正義があべこべになった」311後の弱肉強食の日本社会を鮮明に映し出した鏡です。

この鏡が無言のうちに私達に訴えることは「いま子どもがあぶない！」。

この人権蹂躞の事態に、3年前、北欧の16歳の少女が「気候正義」と声を上げたように、私たちもまた「被ばく正義」という声を上げずにはおれない。

その最初の声が、この「理不尽の極み」判決に対しノーと言う異議申立の声を上げた125名の原告でした。

3月15日の彼らの控訴により仙台高裁第1民事部で二審の裁判がスタートします。



子どもを守れ！

大人が守れ！

見殺しにするな！

被曝を見過ごすな！

「手当の茶の間@まつもと2020」報告

まつもと子ども留学基金では、2020年度松本震災支援ネットワーク交流事業として「手当の茶の間@まつもと」（快療法講座とお茶飲み交流会）を実施しました。

◇日時◇ 2020年12月21日（月）2021年1月18日（月）・2月15日（月）・3月15日（月）
いずれも13時～15時

◇会場◇ 松本市四賀地区 まつもと子ども寮共有スペース

講師の橋本俊彦氏は、自らも被災し松本市へ移住しながら、被災地へ通い、被災者の健康相談、温熱療法などによるケアを続けています。まつもと子ども留学基金の理事を勤め、「まつもと子ども留学」へ来ていた子どもたちや、保養に来たご家族の健康相談も受け、家庭でできる「手当て」の講習をしてきました。

「手当ての茶の間@まつもと」では、地元の方々に参加してもらい、実際に橋本さんの手当てを受けながら、自分や家族の身体をケアするための快医学の基礎的な知識を学ぶことができました。

例えば、小型アイロンを使った温熱手当は内臓を温め、冷えを取り、免疫アップに役立ちます。身体の痛いところには負担をかけないでゆがみを補正していく体操（操体法）などいずれも自宅で簡単に出来て、身体の不調の軽減に役立ちます。

また万が一、地震や水害など大きな自然災害が起こった時には、まず地域の住民のつながりが大切です。

今は新型コロナウイルスの影響があり、地域のなかでも顔を合わせる機会が減っているなかで、手当ての後は、お茶を飲みながらほっと一息つき、災害時の心構え、具体的対処法など情報を交換、共有することができました。

「手当の茶の間@まつもと」は皆さまとのつながりを大切に、これからも続けていきます。

また、「まつもと子ども寮」をシェアスペースとして地域の方にも利用していただき、被災者と地域を結ぶより所として運営を続けていきます。



シェアスペースご紹介

松本市四賀五常にて、NPO法人まつもと子ども留学基金が運営する「まつもと子ども寮」1階にある茶の間を地域の皆さまにもご利用いただけるように開放いたします。

* ご利用時間は午前9時から午後5時までです。

* ご利用料金は半日お一人100円です。

例えば、午前10時から12時まで100円。

そのまま午後までご利用の場合はさらに100円の合計200円です。

* 台所（水道、ガスコンロ）も使っていただけます。

* 敷地内に駐車スペースあります。

* 手指用アルコール、ハンドペーパー常備しています。

* ご利用のお申し込みはお電話にて2日前までお願いいたします。

電話 080 - 4716 - 2011（中野）



まつもと子ども留学基金は2013年に信州松本で「子ども留学プロジェクト」を立ち上げ、2014年4月から「まつもと子ども寮」を開き、被災地からの留学生を受け入れてきました。同年8月に、福島地裁に「子ども脱被ばく裁判」が提訴されました。子どもたちは被ばくの危険のない安全な環境で、健康にリスクを負うことなく、学び・遊び・生活できる権利があることを国と福島県に確認し、原発事故後の福島県ではその権利が侵害されていることを認めるように求めた裁判です。震災から10年、提訴から6年あまりが経った今年の3月1日に言い渡された、一審の判決は「原告の請求を棄却。」「国と福島県に責任があるとは言えない。」という原告の「全面敗訴」と言える判決でした。

「まつもと子ども留学基金」へ留学してきていた子どもたちは、なぜ自分が故郷で大切な家族と一緒に住むことが叶わないのかその理由をしっかりと理解していました。親たちも子どもたちにしっかりと真実を教えていました。この「子ども脱被ばく裁判」の一審の判決は、その子どもたち、親たちの気持ち、被災地に不安な気持ちで住む人々の気持ちをさらに傷つけるものだと感じました。この10年間、誰もが自分の大切な何かを守るために、それぞれの場所で生きてきました。それはこれからも続いていかなければという思いを新たに10年目の311でした。

そして現在も福島では育ち盛りの子どものたちが制約の多い暮らしを余儀なくされています。まつもと子ども留学基金のみならず、保養を担ってきた団体も国や県などからの公的な支援は受けられずに活動を続けてきました。保養や、留学する子どもたちの負担をできるだけ少なくするため、市民の皆さまからのご寄付によって、人件費、施設の維持費、保養の費用などの運営のための資金をまかなっています。皆さまのご支援に心より感謝申し上げます。

コロナ禍の今、県をまたぐ移動などが制限され、保養等も受け入れがなかなか進まない現状ですが、今後とも、皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

◆ホームページのご案内◆

★ホームページ「まつもと子ども留学」
<http://www.kodomoryugaku-matsumoto.net/>



◇お知らせ◇

◆皆さまからご好評をいただいている「手当の茶の間」は5月15日、16日に福島で、松本では5月24日に開催します。どなたでも参加できます。参加の申し込みは事務局までお願いいたします。

◆コロナ禍が続く今、温活で免疫を上げる保養プログラムの一環として「よもぎ蒸し」の導入を準備中です。お試し体験、お手伝いしていただける方を募集中です。こちら、詳細は事務局までお問い合わせください。

◆今年度の定期総会は5月29日(土)13時より、「まつもと子ども寮(シェアスペースごじょう)」にて開催いたします。

ご支援はこちらから。
 どうぞよろしくお願いいたします。

| | |
|----------|---|
| 銀行振り込み | <p>●ゆうちょ銀行(郵便振替・口座間送金) 記号 00590-5-101451 口座名 まつもと子ども留学基金</p> <p>●みずほ銀行 店名 松本支店 口座番号 普通預金 1265273 口座名 まつもと子ども留学基金</p> <p>振込手数料はご負担くださるようお願いいたします。</p> |
| 自動送金サービス | <p>●ゆうちょ銀行 記号 11100 口座番号 普通預金 6428711 口座名 まつもと子ども留学基金</p> <p>●みずほ銀行 店名 松本支店 口座番号 普通預金 1265273 口座名 まつもと子ども留学基金</p> <p>お手続きは銀行窓口にてお願いいたします。</p> |
| つながる募金 | <p>スマホをQRコードにかざすだけで100円から毎月継続で寄付ができます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>docomo au</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>SoftBank</p>  </div> </div> |

【発行】 NPO法人まつもと子ども留学基金

事務所：〒390-0861
 長野県松本市蟻ヶ崎1-3-7 (安藤法律事務所内)
 TEL：080-4716-2011
 FAX：0263-39-0700
 MAIL：matsumoto.relief@gmail.com